	保存するものにあっては、常温で保存すること以外に保存方法に関して留意すべき事項がない場合に限り、常温で保存する旨を省略することができる。また、ジャム類にあっては、開封前についてであることを明記して記載すること。

（任意の表示事項）

第４条　事業者は、食品缶詰の容器包装に、次の表に掲げる事項を表示しようとするときは、それぞれ、同表に掲げる基準に従い表示しなければならない。

事　　項	基　　準
１　（略）	（略）
２　特選等	特選その他当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であることを示す文言を表示するときは、規則に定める基準に従って示すこと。
３　（略）	（略）

２　事業者は、内容物の名称が異なる複数の食品缶詰の容器包装に、同一又は類似の形、色、状態等の表示をしようとするときは、規則に定める基準に従い表示しなければならない。

（特定の必要表示事項）

第５条　全国食品缶詰公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するために特に必要があると認

	保存するものにあっては、常温で保存する旨を省略することができる。またジャム類にあっては、開封前についてであることを明記して記載すること。

（輸入食品缶詰）

第４条　輸入食品缶詰に関する表示については、前条の規定に準じて規則に定めるところによるものとする。

（任意の表示事項）

第５条　事業者は、食品缶詰の容器に、次の表に掲げる事項を表示しようとするときは、それぞれ、同表に掲げる基準に従い表示しなければならない。

事　　項	基　　準
１　（略）	（略）
２　特選等	特選その他当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であることを示す文言を表示するときは、規則に定める基準に従つて示すこと。
３　（略）	（略）

（特定の必要表示事項）

第６条　全国食品缶詰公正取引協議会は、第１条の目的を達成するために特に必要があると認める場合には、第３条及び前条に規

める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第６条　（略）

２　（略）

３　事業者は、自己の供給する食品缶詰の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示をしてはならない。

（公正取引協議会の設置）

第７条　この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。

２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び食品缶詰用の容器製造業者（以下「関係者」と総称する。）並びにこれらの者が構成する事業者団体をもって構成する。

（公正取引協議会の事業）

第８条　公正取引協議会は、次の事業を行う。

⑴～⑽　（略）

（違反に対する調査）

第９条　公正取引協議会は、第３条から第６条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

２　（略）

３　公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない関係者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第７条　（略）

２　（略）

（全国食品缶詰公正取引協議会の設置）

第８条　この規約を適正に施行するため、全国食品缶詰公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、食品缶詰用の容器製造業者及びこれらの者が構成する事業者団体をもつて構成する。

（公正取引協議会の事業）

第９条　公正取引協議会は、次の事業を行なう。

⑴～⑽　（略）

（違反に対する調査）

第10条　公正取引協議会は、第３条から第７条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者（当該食品缶詰の容器製造業者を含む。以下同じ。）を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行なう。

２　（略）

３　公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない関係者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。